

# 生徒手帳

伊奈町立小針中学校

# 校 歌

作詞 宮沢章二

作曲 小山章三

広野ひらけて 湧く風の  
うたも 新し 伊奈の空  
小針中学 進取の 庭に  
われら正しく たくましく  
いのち鍛えて 学ぶ日よ

はげむ 青春 夢あふれ  
共に あしたを 創る友  
進む世界の はるかな道に  
愛のともしび かけゆく  
春の誓いに 花よ 咲け

まるく 光に 実るもの  
知恵よ 力よ 生きる意志  
小針中学 大地の けやき  
高く伸び立つ よろこびの  
緑 伝えよ とこしえに

## 小針中生の約束事（令和7年度版）

充実した中学校生活を送るために、次のことを守りましょう。学校生活・学習に必要なことはせず、集中して学校生活や学習に取り組む環境を作っていきます。

### 1 登下校と交通安全

(1) 生徒は8：20までに登校して着席する。

※欠席、遅刻の連絡は、保護者から学校にGoogle Formsに入力して連絡してもらう。

(2) 登校は定められた通学路を通り、交通規則を守る。

(3) 通学方法は徒歩を原則とする。ただし、通学路の諸条件により定められた範囲で保護者の届け出により自転車通学を許可する。また、一時的に自転車を必要とする状況が起きた場合は申し出により許可を受ける。許可を受けずに自転車を使用したり、途中(ウニクス駐輪場、道路、畑、空き地、駅駐輪場等)に置いて登下校したりしてはいけない。

(4) 自転車通学者は、登下校時に必ずヘルメットを着用し、自転車には許可証を貼る。定期的に自転車点検を行い、整備に努める。

(5) 伊奈学園前の交差点から小針中の自転車置き場まで、はまなす公園から小針中の自転車置き場までは自転車を降りて登下校する。

※この範囲の歩道は、自転車通行可になっていません。土日、祝日、長期休業に登校するとき、練習試合や公式大会で自転車を利用するときも同様とする。

(6) 決められた下校時刻を守る。また、下校はチャイムが鳴り始める前に校門を出る。

### 2 校内での生活

(1) 「小針中生活の3ヶ条」を守り落ち着いた生活を送る。

《生活の3ヶ条》

1. 時を守る（時間）

2. 場を清める（清掃）

3. 礼を正す（挨拶）

(2) 体育館、特別教室、他学級の教室へは先生の許可なく入室しない。

(3) ベランダの使用は禁止する。（非常時は除く）

(4) 廊下は走らない。右側通行を心がけ、落ち着いた生活をする。

(5) 登校後は、先生の許可無く校外に出ない。

(6) 完全下校時刻以降及び休日や早退後は、許可無く校内に入らない。入る場合は、制服又は学校のジャージ・体育着で職員室の先生の許可を得る。

### 3 学習

(1) 「小針中学習の3ヶ条」を守り真剣に授業に取り組む。

《学習の3ヶ条》

1. 忘れ物をしない。（準備）

2. 授業に集中する。（集中）

3. 積極的に発言する。（意欲）

(2) 生活記録ノート等を活用して明日の準備（特に提出物関係）と振り返りを行う。

(3) 学習用具の貸し借りは行わない。

#### 4 給食

- (1) 給食時の手順に従い通常 12:40 までに当番以外の人は着席をし、食事のマナーを守り、食事をする。4 時間目終了 15 分以内に「いただきます」をする。

#### 5 清掃

- (1) 進んで環境美化に努める。平成 30 年度より無言清掃を実施。  
(2) 服装はジャージ、体育着で行うことを原則とする。  
(3) 清掃の反省会を開き、振り返りを行う。チャイムが鳴るまで無言清掃を行う。チャイムが鳴ってから反省会を行う。

#### 6 服装

●冬服 11～5 月（10 月を 1 か月間の移行期間とする。）

着用物	着用の注意点・基準
インナーシャツ (下着は含まない)	無地。体育着からはみ出さないものを着用する。ハイネックは不可。
靴下	・白・黒・紺の無地。くるぶしが完全に隠れる長さ。ワンポイントのデザインのもののみは可。 ・くるぶしを一周するようなデザインはワンポイントとは言わないので不可。 ・黒無地のタイツの使用を認める。
靴	白色。ランニングシューズ。底に柔軟性があり、つま先が上がっていて運動に適したもの。エナメル素材の靴は不可。上履きは学校指定のもの。
名札	・左胸につける。学生服の上着を脱ぐ場合は必ず名札を付け替える。 ・登下校中は名札を外してもよい。
学生服 ブレザー	全てのボタンを閉める。左襟に校章をつける。登下校中や学校生活の中では原則着用する。ただし、暑い場合は脱いでもよい。なお、必ず学校には学生服・ブレザーを持参する。
白ワイシャツ 白ブラウス	第二ボタンまで閉める。リボンを着用する場合は第 1 ボタンまで閉める。
リボン	未着用可。着用する場合は第一ボタンが隠れるように着用する。
スカート	自分の膝が隠れる長さに着用する。膝立ちして、裾が床に着く長さ。
ベスト	未着用可
防寒具	・セーター（黒・紺・灰色の V ネック。ただし、制服の外にはみ出さないように着る。カーディガン、ジャージは不可。） ・手袋・マフラー・ネックウォーマー（奇抜なデザインのものには避ける。） ・防寒用コート（黒・紺・灰色の P コート・ダッフルコート。奇抜なデザインのものには避ける。） ・ウインドブレーカー ・膝かけ、カイロ、座布団の使用可。
ズボン	ベルトを着用し、腰まで下げるような履き方をしない。
ベルト	黒色で柄のないもの。メッシュや金属穴あきなど。奇抜なデザインのものには不可。

作業時のジャージ着用可。

●夏服 6～10月（5月を1か月間の移行期間とする。）

着用物	着用の注意点・基準
インナーシャツ (下着は含まない)	無地。体育着からはみ出さないものを着用する。ハイネックは不可。
靴下	・白・黒・紺の無地。くるぶしが完全に隠れる長さ。ワンポイントのデザインのもの可。 ・くるぶしを一周するようなデザインはワンポイントとは言わないので不可。
靴	「冬服」の規定に同じ
名札	左胸につける。学生服の上着を脱ぐ場合は必ず名札を付け替える。 登下校中は名札を外してもよい。
白ワイシャツ 白ブラウス	半袖でも長袖でも可。第2ボタンまで閉める。リボンを着用する場合は第1ボタンまで閉める。ワイシャツの場合も同様。
リボン	「冬服」の規定に合わせる。
ベスト	未着用可
ズボン	ベルトを着用する。腰まで下げるような履き方をしない。
スカート	自分の膝が隠れる長さに着用する。膝立ちして、裾が床に着く長さ。
ベルト	黒色で柄のないもの。メッシュや金属穴あきなど。奇抜なデザインのもの不可。
作業時は半袖・ハーフパンツ。教師から指示がある場合のみ長袖・長ズボンの着用可。	

●その他

- (1) 登下校は制服を原則とする。ただし、下校は、部活動実施時の服装でもよい。ただし、靴は白のランニングシューズとする。土日・祝日などの休日や長期休業中に部活動のために登下校するときには、部活動で着用する服装、靴でもよい。
- (2) 学校生活は制服での生活を原則とする。ただし1時間目が体育着・ジャージで行う授業の日の朝の会、清掃がある時の午後、放課後部活動がある時の帰りの会は体育着・ジャージで過ごしてよい。また、授業を体育着、ジャージで受けた場合はその服装で授業を受けてもよい。
- (3) 制服は毎日持ち帰る。学校に保管しておいてはいけない。
- (4) 衣替えの前後に準備期間をおき、必要に応じて指示を出す。
- (5) 自分の制服・ジャージ等には必ず記名する。

7 髪型など

- (1) 髪型は清潔ですっきりしたものにする。染髪、パーマなど特異な髪型は不可。前髪は目にかからないようにする。極端に長さが違う髪型や編み込みなどはしない。長い場合はピン（黒色）でとめる。横・後ろ髪は肩につかない長さとし、長い場合はゴム（黒・紺・茶色）で結ぶ。結ぶ位置は耳の位置より下の中央で一つに結ぶか、横で二つに結ぶ。後れ毛は、ピン（黒色）でとめる。
- (2) 爪は伸ばしすぎたり、加工したりせず清潔な状態に保つ。

## 8 所持品

- (1) 登下校時のカバンは特に指定しない。キーホルダーは手のひらより小さなものを1つまでとする。
- (2) 持ち物にはすべて記名する。
- (3) 学校生活に必要なない物品及び金銭は持参しない。
- (4) 学用品を忘れた場合は、先生に申し出る。
- (5) 扇子やうちわの使用は不可。
- (6) リップクリームや日焼け止めクリームは「無色・無香料」と記載のあるものは使用を認めるが、休み時間に塗る。
- (7) 制汗剤（デオドラント）は、シートタイプで「無香料」と記載のあるもののみ使用可とする。

## 9 遅刻について

- (1) 8：20のチャイムが鳴り始める前に、教室での着席を確認できた場合は出席とする。教室外で集合があった場合は、その場所に定刻までに集合、着席をする。
- (2) チャイムが鳴り始めた後に着席した場合は遅刻とする。
- (3) 遅刻して登校した場合は、必ず職員室に寄り、学年の先生に声を掛けてから教室に向かう。

## 10 集会について

- (1) 全校集会・学年集会・生徒集会等の集会のときは、教室から学級委員が先頭で整列して担任とともに体育館等に無言入退場・整列する。
- (2) 廊下から無言で整列、移動、入場、待機をする。退場から教室に戻るまでも無言で移動する。

## 11 弁当・水筒について

- (1) 弁当を食べる場所は自分の教室とする。
- (2) 水筒を持参してもよい。中身は水・茶類またはスポーツドリンクとする。ペットボトルはホルダーに入れるかタオルにくるんで持ってくる。休み時間、昼休み、部活動時以外は飲まない。給食の時間の飲用は不可。

## 12 礼儀について

- (1) 来校者・先生に会った際は、大きな声でさわやかにあいさつをする。
- (2) 職員室・さわやか相談室等の入室はノックをして入室する。

### 《職員室入室心得》

#### 1. 服装を整えること

- ・コート、帽子、手袋、マフラー、ネックウォーマーは外す。
- ・カバン類は持たない。
- ・部活動のウインドブレーカーを着用のままの入室は認める。

#### 2. ノックをし、「失礼します。」と言って入る。（出るときは「失礼しました。」）

→ 職員室の前・後ろの近い方のドアから入室すること。

→ 黄色いビニールテープの範囲内で先生方に声を掛けること。

3. 入室したら所定の場所で学年、クラス、氏名、用件を言いすみやかに用事をすませる。
4. 先生がいない場合は、近くの先生に用件を伝える。

### 13 詳細が分からない場合は先生に確認しましょう。

#### その他

- (1) 令和6年度から昇降口は7時45分に開錠する。それより前には校舎内に入らない。
- (2) 8時20分に昇降口を施錠する。その後登校した生徒は職員玄関から入り、職員室にいる教員に登校を報告する。
- (3) 休日は生徒昇降口を施錠する。部活動等で校舎に入る場合は、職員玄関からとし、靴は生徒昇降口の自分の下足箱に入れる。
- (4) 部室や特別教室等の鍵を借りる場合は、職員室入室心得を守り借りる。  
勝手に机などの引き出しを開けない。また、鍵を返却するときは、借りた本人が返す。
- (5) 不要物を持ってきたり、身につけていたりした場合は、一時預かり保護者に直接返す。
- (6) 生徒は、事務室への入室は禁止。
- (7) 生徒は印刷機、コピー機の使用はできない。ただし担任、顧問、担当者等がついての使用は認める。
- (8) 給食用エレベーターの生徒の使用は禁止とする。
- (9) 原則として学校の来客用スリッパの生徒への貸し出しはしない。特別な場合は学年の先生に生徒貸し出し用のスリッパを、許可を得て借り、使用後は元の場所に戻す。

# 生徒会会則

## 前文

私たちは学校の教育方針に従い自治活動、部活動を通してすすんで規律ある明るい校風をつくとともに、各人がそれぞれの個性を伸ばし趣味を深め身体をきたえ良い社会人になるためお互いの人格を尊重し合い自治的な活動によって私たちの学校社会を秩序ある立派なものにするためにこの会を設ける。

## 第1章 名称

第1条 本会は小針中学校生徒会と称する。

## 第2章 会員

第2条 この会は本校生徒全員を会員とする。

## 第3章 活動

第3条 本会は前文の目的達成のために次のような活動をする。

1. 生徒の幸福増進につとめること。
  - a 校舎校庭の美化。
  - b 学校のいろいろな設備の管理への協力。
  - c 学校行事の企画と活動への参加。
  - d 死亡罹災生徒への見舞い。
  - e 安全指導への協力。
2. 健康教育へ協力すること。
  - a 運動設備器具の管理への協力。
  - b 校内運動競技会の計画と実施。
  - c 学校との衛生向上への協力。
3. 学校の安全に協力すること。
  - a 学校の戸締りと火の用心。
4. 校風の樹立に努めること。
  - a 服装ときまりの遵守。
  - b 掲示板の活用。
  - c 会報の発行。
  - d 学校放送の計画と聴取。
  - e 学校図書館の運営に協力。
  - f 週番制度を置き生活指導に協力する。

## 第4章 組織

第4条 この会は目的達成のために次の機関で組織する。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 各種委員会
4. 生徒会本部役員会

5. 学年学級委員会
6. 各種部活動部会
7. 学級会
8. 選挙管理委員会
9. その他必要に応じた特別委員会

※組織図は別紙に定める。

## 第5章 役員

第5条 この会は次の役員をおく。

- ①会長 1名 ②副会長 2名 ③書記 2名 ④会計 1名 ⑤総務 1名

第6条 前条の役員は選挙規定によって選出する。議長、副議長は会長の委嘱により決定する。

第7条 部活動の各部には部長、副部長をおく。

第8条 各学級から各種の委員会を選出する。そのきまりについては別に定める。

第9条 各種委員会にはそれぞれ委員長 1名、副委員長 1名、書記 1名をおく。

第10条 会長は次の仕事を行う。

1. 生徒会を代表して総会を召集する。
2. 中央委員会の決定に従って仕事をする。
3. その他必要と認めた時の委員会を開く。
4. 部活や各種委員会などの現在の活動状況、今後の計画などについて報告を求めることができる。

第11条 副会長は会長を助け、会長に事故のある時は、会長に代わって仕事を行う。

第12条 書記は次の仕事を行う。

1. 中央委員会の議事の記録および保管
2. 生徒総会の議事の記録および保管
3. 総務の議事の記録および保管
4. 会則の修正
5. 役員名簿の作成および保管
6. 通信文の保管
7. 決議事項その他必要事項の印刷、配布、掲示

第13条 会計は次の仕事を行う。

1. 生徒会費の管理
2. 部費、会費の決算報告
3. 生徒総会における報告

第14条 総務は次の仕事を行う。

1. 全ての仕事の補助

第15条 学級諸活動推進のため、学級内に適宜、係をおくことができる。

第16条 役員任期は選出された日から選挙事務の終了した日までとする。(選挙後、初めの総会で役員を発表し承認任命されるまで)

## 第6章 総会

第17条 総会はこの会の最高機関で次のような事を決める。

1. 予算を決め、決算を認める。

2. 規約の制定および改正をする。

3. その他生徒会の重要事項について審議する。

第18条 総会は年に1回以上会長が召集する。会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第19条 総会は会員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また総会の決議は過半数の賛成がなければならない。賛否同数の場合は議長が決める。

第20条 総会の議長はその会の構成員の中から選出する。但し、記録2名、司会進行は本部役員が行う。

## 第7章 中央委員会

第21条 中央委員会は総会に次ぐ機関で、議決は全生徒の意志を代表する。

第22条 専門委員長、生徒会本部で構成される。

第23条 中央委員会は会長が召集し1ヶ月、1回以上開くものとする。また次の場合にも開かなければならない。

1. 会長が必要と認めた時
2. 中央委員会構成委員の3分の2以上の要求がある時
3. 各種委員会、部活動の部長からの要求がある時

第24条 中央委員会は次の仕事を行う。

1. 規約の制定および改正についての相談
2. 欠員が出来た場合の役員の補充
3. 予算案、決算の審議
4. 各種生徒会活動の計画立案および実施
5. 部活動、生徒会活動の間の連絡、調整
6. その他必要なことから

第25条 中央委員会は構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数によって行われる。

## 第8章 生徒会本部役員会

第26条 生徒会本部役員会は生徒会役員7名で構成される。

第27条 生徒会本部役員会において必要のある場合は関係機関の長が出席して意見をのべ決議に参加することができる。

## 第9章 各種委員会

第28条 生徒会はその目的を達成するために次の各種委員会を設ける。

学級委員会、生活委員会、図書委員会、体育委員会、給食委員会、保健委員会、放送委員会、環境委員会、臨時として、選挙管理委員会、3年生を送る会、実行委員会を設置する。

第29条 各種委員会の委員は各学級より選出

第30条 各種委員会は定員の3分の2をもって成立し、決議は出席委員の過半数による。

第31条 各種委員会のきまりについては別に定める。

第32条 各種委員会は必要に応じて細かな規則を作ることができる。

第33条 各種委員会の委員長は決定されたことを委員会の顧問の先生に連絡しなければならない。また、校内掲示等により全生徒に知らせなければならない。

## 第10章 部活動

第34条 部活動には別記のような部がある。

第35条 部活動のこまかなきまりについては別に定める。

## 第11章 会計

第36条 会の経費は、会費および寄付金による。中央委員会で必要とみなされた時には臨時に徴収することができる。

第37条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第38条 会の予算は毎年度始めに中央委員会において審議し総会で承認を得る。

第39条 会計決算は毎年度に行い会計監査を経て総会の承認を得る。

## 第12章 顧問

第40条 学校長は本会最高顧問とし、生徒会活動に関する問題に対して最終的決定権をもつ。

第41条 本校の全教員を本会の顧問とする。

第42条 中央委員会及び各種委員会、また部活動にはそれぞれ顧問をおき、その運営と活動に対して指導をあおぐ。

## 第13章 付則

第43条 この会則は、生徒総会で3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第44条 会長、副会長は全校生徒の3分の2以上の不信任を受けた場合は、リコールされる。

第45条 この会則は、平成24年5月24日から効力をもつ。

## 生徒会役員選挙規程

### 第1条

1. この規程は、生徒会役員を、選ぶため生徒会規約第5条にもとづいて作られたものである。
2. 選挙は会員の自由な意志によって、公正に行わなければならない。

### 第2条

1. 会員は原則として、平等に選挙することができ、また立候補することができる。

### 第3条

1. 生徒会役員は次のように選挙される。
2. 会員全員で投票する。
3. 「会長1名、副会長2名(男女各1名)、書記2名、会計1名、総務1名を選出する」とする。ただし、「書記・会計・総務」4名は一括募集選挙とし、2年生男子から1名、2年生女子から1名、1年生から2名を選出とする。当選後、互選により、書記2名、会計1名、総務1名を決定する。

### 第4条(選挙管理委員会)

1. 選挙管理委員会は、立候補者と推薦者をのぞいた各学級の代表者1名で構成される。
2. 選挙管理委員の中から、委員長1名、副委員長1名を選ぶ
3. 選挙管理委員は、選挙のあるごとに選ばれ、会長及び副会長が選ばれた後に解散する。

### 第5条(選挙日)

1. 選挙は原則として、新しい期の3週間以内に行うものとする。

### 第6条(立候補の届出)

1. 立候補の届出は書式をもって、告示した日から1週間以内に選挙管理委員会に提出する。

#### 第7条(選挙管理委員会の仕事)

1. 選挙の告示
2. 選挙公報を作り学級へ配る。
3. 立会演説会、学級訪問、放送等の予定を作る。
4. 投票用紙を作る。
5. 投票場の管理、運営をする。
6. 開票をする。
7. その他規定に決定したことから

#### 第8条

1. 選挙は原則として、立候補受付をしめきった日から2週間以内とする。

#### 第9条(選挙の方法)

1. 選挙は投票による無記名投票とし、会長及び副会長候補者それぞれ1名にしるしをつける。

#### 第10条(投票場および投票)

1. 投票は学年別に一齐に行う。
2. 引率は学級の先生または教科の先生にたのむ。
3. 休んでいる人の投票はみとめない。

#### 第11条(投票管理者)

1. 投票の管理は、選挙管理委員会で行い次の仕事をする。
2. 各学級、投票人数を選挙管理委員会に報告しなければならない。

#### 第12条(開票)

1. 開票は選挙管理委員会で行う。
2. 立会は顧問の先生に依頼する。

#### 第13条 次の投票は有効とみとめない。

1. 正規の用紙に書かないもの。
2. 規程以外の符号を書いたもの。

## 図書室の利用について

1. 利用のときは図書委員または図書担当教員(支援員)、授業担当教員の指示に従う。
2. 入室には
  - a 筆記具・ノート・教科書以外の不要物は持ち込まない。
  - b 清潔な服装、身体で入室する。
3. 入室後は
  - a 静かにする。(しゃべらなければならないときは小さい声で)
  - b 本はていねいに取り扱う。(書き込みをしない、折らない、汚さない、こわさない……など)
  - c 手に取って見た本は必ず元の場所へもどす。
  - d 椅子の使用後はきちんと机下に入れておく。
4. 本の貸し出しについて
  - a 貸し出し、返却は原則として昼休みとする。
  - b 貸し出し、返却はコンピューターで行う。
  - c コンピューター操作は図書委員と担当教員のみが行う。
  - d 貸し出し期間は1週間。1人、2冊とする。
  - e 本人が責任をもって借り、返却する。また貸しはしない。
5. 係員等の指示に従わなかったり、きまりが守れなかったり、他の人の迷惑になる人は退室してもらい、以後の入室も断ることもある。

## 保健室の利用について

保健室は、学年やクラスに関係なくみんなが利用する場所です。マナーを守り、みんなが気持ちよく過ごせる場所にしましょう。

- 1 保健室を利用したい時は学年の先生や教科担当の先生に申し出て「保健室利用カード」を記入してもらいます。
- 2 保健室を利用する上での注意事項
  - (1) 保健室で「保健室利用カード」を提出します。保健室来室理由を担当または教科担任の先生に伝えて、保健室利用カードをもらってから来室します。
  - (2) 「来室記録（内科）（外科）」を記入し、原因や症状、痛みの様子を保健室の先生に詳しく話します。
  - (3) けがの処置は病院受診までの応急処置とし、継続的な手当てや処置は行いません。家に帰ってからも改善がなく痛みが続く場合は医療機関への受診を保護者の方と相談してください。
  - (4) 保健室での休養は原則として1時間です。
  - (5) 副作用の心配があるので、内服薬等、薬をもらうことはできません。
  - (6) 早退する場合は、保護者に連絡し、了解をいただいてから下校となります。（体調により、自分で下校するか保護者にお迎えにきてもらうか相談します）
- 3 保健室では静かにしましょう。諸備品は許可を得てから利用します。

## 学校で予防すべき感染症と出席停止について

感染症にかかってしまった場合は学校で流行を広げてしまう可能性が高いため出席停止となります。出席停止期間の目安も決められていますので示します。（ただし医師が感染の恐れがないと認めたときはこの限りではありません。）

原則として、連絡を受けた日から登校許可を受けた前日までが出席停止となります。診断書は不要です。医師より感染症と診断を受けた時は学校に連絡をしてください。

### 出席停止期間の数え方

- ※ 症状が出た日を0日目、翌日を1日目として数えます。
- ※ 解熱した日を0日目、翌日を1日目として数えます。

### 学校で発生が多い感染症の出席停止の基準

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになるまで）するまで

(みずぼうそう)	
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで ※発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間以内に他への感染力は消失するため、それ以降登校可能。ただし、定められた期間は抗菌薬の内服を継続すること
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い者は登校可能
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快した後、全身状態が改善されれば登校可能
手足口病	本人の全身状態が安定している場合は登校可能
ヘルパンギーナ	全身状態が安定しているものは登校可能
流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症は学校にお問合せください。

※出席停止解除後、手洗いの励行が重要とされている感染症があります。感染症予防のためにも、日頃からこまめな手洗いを心がけましょう。

※「学校において予防すべき感染症の解説」＜令和5年度改訂＞より抜粋  
(公益財団法人 日本学校保健会)

## 日本スポーツ振興センター災害共済制度について

学校での生活・活動の中でけがをした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

学校での生活・活動でけがをして、医療機関を受診した時は、担任または部活動顧問または保健室の先生に連絡をしてください。手続きに必要な書類を渡します。

初診から治癒までの医療費総額500点以上【健康保険証を使った際の本人負担分1500円以上が目安】の場合に給付対象になります。保護者の方にはお知らせしていますが、皆さんもこうした制度があることを知っておいてください。

### 学校での生活・活動とは？

- ・授業中・休み時間など学校にいる時
- ・部活動中(練習試合・大会なども含む)
- ・登下校中
- ・修学旅行など校外学習中